

令和3年10月29日

主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

本件記録によると、本件事案の概要は次のとおりである。

- 1 請求人は、慢性腎不全(以下「本件傷病」という。)により障害の状態にあり、その初診日が平成〇年〇月頃であると主張して、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害給付の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、本件傷病の初診日が平成〇年〇月頃であることを確認することができないとして、障害給付の裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 事後重症請求による障害厚生年金は、障害の原因となった傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において、厚生年金保険の被保険者であること、その初診日

の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間(厚生年金保険の被保険者期間を含む。以下同じ。)があり、かつ、① 当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は、② 当該初診日の属する月の前々月までの1年間で保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていること(以下、①及び②の要件を「保険料納付要件」という。)、③ 裁定請求日におけるその傷病による障害の状態が、厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度(障害等級3級)以上の障害の状態にあること、という要件が満たされない者には支給されない(厚年法第47条及び第47条の2、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第64条第1項、厚年令第3条の8)。

- 2 本件の問題点は、第1に本件傷病の初診日(以下「本件初診日」という。)がいつであるかであり、第2に請求人が本件初診日において厚生年金保険の被保険者であり、保険料納付要件を充足している場合には、裁定請求日当時における請求人の本件傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、厚生年金保険法施行令別表第1に定める程度以上に該当すると認められるかどうかである。

第2 当審査会の判断

- 1 本件初診日について判断する。

- (1) 請求人は、糖尿病又は糖尿病の疑いで受診した医療機関として、①平成〇年〇月頃から同年〇月頃までa病院、②平成〇年〇月頃から同年〇月頃まで〇〇市所在の病院、③平成〇年〇月頃から平成〇年〇月頃まで〇〇市所在のb病院を挙げますが、①は診療記録が残っておらず、②③は廃業しているというのであり、いずれも信用性のある資料により受診の事実を確認することはできない。その後の④〇〇市所在の

c 病院については、理事長 A が診療録に基づき作成した受診状況等証明書によると、傷病名は糖尿病、初診は平成〇年〇月〇日であり、平成〇年〇月に d 病院へ紹介、転医したことが認められる。

- (2) 本件記録によれば、請求人は、昭和〇年〇月〇日に厚生年金保険の被保険者資格を新規取得し、①昭和〇年〇月〇日同資格喪失(同月〇日再取得)、②平成〇年〇月〇日同資格喪失(同年〇月〇日再取得)という二つの資格喪失期間を除けば、平成〇年〇月〇日まで継続して同資格を保有していたことが認められる。

請求人が、上記被保険者資格を取得した昭和〇年〇月〇日(請求人の〇歳時)より前に糖尿病又は本件傷病を発病し、又は同傷病で医療機関を受診したことをうかがわせるものはないし、上記①②の資格喪失期間は、比較的短い期間であり、①の期間中に請求人が糖尿病又は本件傷病を発病し、又は②の期間中に同傷病で医療機関を受診したことを疑ってしかるべき格別の資料もない。

- (3) 以上の事情を総合考慮すると、本件初診日は、請求人が糖尿病で受診したことが医療機関作成の書面により確認することができるもののうち、最も古い①の④ c 病院の平成〇年〇月〇日と認めるのが相当である。

上記(2)のとおり、本件初診日の属する月の前々月までの1年間は保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされているから、保険料納付要件を充足する。

- 2 本件障害の状態と障害の程度について検討する。

腎疾患による障害の状態が、国民年金法施行令別表の1級9号若しくは2級15号又は厚生令別表第1の12号に定めるものに該当するかどうかについては、国民年金・厚生年金保険障害認定基準(以下「認定基準」という。)の第3第1

章第12節「腎疾患による障害」が解釈適用の基準を示しており、その内容は医学的知見を踏まえた合理的なものといえるから、これに基づき検討する。

- (1) 上記「腎疾患による障害」の認定基準は、人工透析療法施行中のものは2級と認定するが、主要症状、人工透析療法施行中の検査成績、長期透析による合併症の有無とその程度、具体的な日常生活状況等によっては、更に上位等級に認定するとしている。

d 病院 e 科・B 医師作成の令和〇年〇月〇日現症に係る同年〇月〇日付け診断書(以下「本件診断書」という。)によれば、請求人については平成〇年〇月〇日から人工透析療法が実施されていることが認められるから、本件障害の状態は障害等級2級以上に当たることとなる。

- (2) そこで、本件障害の状態が障害等級1級に当たるかどうかについて検討する。

上記認定基準は、腎疾患による障害の程度は、自覚症状、他覚所見、検査成績、一般状態、治療及び病状の経過、人工透析療法の実施状況、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に該当するものと認定するとし、1級に相当するもの一部例示として、内因性クレアチンクリアランス、血清クレアチニンの検査成績が高度異常(内因性クレアチンクリアランスにつき10 ml/分未満、血清クレアチニンにつき8 mg/dl以上)を1つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のオ(身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの)に該当するものを提示している。

本件診断書によれば、内因性クレアチンクリアランスは未検査であり、血清クレアチニン（単位mg/dℓ）は、令和〇年〇月〇日が8.04で高度異常であるが、同年〇月〇日は6.93、同年〇月〇日は6.08であり、一般状態区分表はイ（軽度の症状があり、肉體労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例えば、軽い家事、事務など）であるから、上記1級相当の例示に当たらない。

そして、本件診断書によれば、長期透析による合併症は無しとされ、人工透析導入後の臨床経過は「問題なく経過されている。」、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は「労働可」、予後は「一般の透析患者より良好」とされていること、2型糖尿病と診断されているが、障害の程度の認定に影響を及ぼすほどのものはないことからすれば、本件障害の状態は障害等級1級に当たるとは認められず、他にこの認定を覆すに足る資料はない。

- (3) そうすると、請求人には、障害等級2級の障害給付を支給すべきである。
- 3 よって、上記と趣旨を異にする原処分は相当でないから、取り消すこととし、主文のとおり裁決する。